

改正 6-6

相続時精算課税制度

3 その他のポイント

(1) 適用対象者

— 途中省略 —

ただし、「住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例」を適用する場合は親の年齢のみ不問となります。この特例は親が子にマイホームの頭金を贈与する場合にのみ適用することができます。(平成25年12月31日まで)

_____部分が改正点です。